

「第3期千葉市貧困対策アクションプラン」を策定しました

千葉市では、生活困窮者に寄り添った包括的な支援をより一層進めていくため、「第3期千葉市貧困対策アクションプラン」（計画期間 令和7年度～令和11年度）を策定しましたので、お知らせします。

1 プランの趣旨・目的

本市では、令和3年に「第2期千葉市貧困対策アクションプラン」を策定し、市内全ての区に生活困窮者の相談窓口である「生活自立・仕事相談センター」を設置するなど、着実に取組みを進めてきました。

しかしながら、生活自立・仕事相談センターにおける新規相談受付件数は、令和4年度より増加へ転じ、コロナ禍前の水準を上回るなど、依然として生活困窮状態に陥る恐れのある方が存在していることから、更なる取組みの推進が必要となっています。

このことから、市民生活の安定と自立の推進を図るため、令和6年に成立した生活困窮者自立支援法等の改正などを踏まえ、これまで「第2期千葉市貧困対策アクションプラン」において取り組んできた「包括的・早期的な支援に向けた取組み」と「地域づくりのための取組み」の2本の柱に「多機関が機能的に連携するための取組み」を加えた「第3期千葉市貧困対策アクションプラン」を策定しました。

2 プランの公表

(1) 公表日

令和7年6月4日（水）

(2) 公表方法

ア 市ホームページへの記載

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/hogo/hinkontaisaku30.html>

イ 閲覧

保護課（市役所高層棟9階）、行政資料室（市役所低層棟2階）、各区役所総務課、各図書館



3 パブリックコメント手続の実施結果

(1) 募集期間

令和6年12月16日～令和7年1月15日

(2) 実施結果

ア 提出者数 3人

イ 意見数 19件

ウ 修正箇所 7カ所